

鹿嶋市分別収集計画（第10期）

令和4年 7月 1日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を形成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本市では隣接市と可燃性一般廃棄物の広域処理を行うにあたり、新可燃ごみ処理施設等の施設整備を進めているが、本市においては、最終処分場が無いことから、最終処分する廃棄物処理施設の確保が大きな課題となっている。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月1日に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたところである。

このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物のうち容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や、その関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装を含む一般廃棄物の3Rを推進することによって、一般廃棄物の減量化や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が促進され、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした地域社会づくり。
- ・ 小学生からお年寄りまで、それぞれの立場の人が自分の役割を認識し、自分で出来る3Rを実践する地域づくり。
- ・ 全ての関係者が協力しあい、環境負荷の低減に取り組む。
- ・ 現状に満足するのではなく、常にさらに良い方法を模索していく。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第2号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物の排出量	5,072 t	5,076 t	5,073 t	5,069 t	5,066 t

※ この値は、予測されるごみ排出量に「市町村分別収集計画策定の手引き」の33ページ、表2-3-1に記載されている令和2年度の平均比率（22.3%）を掛けて算出した。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

ア) 環境教育、啓発活動

小学生のごみ処理施設見学、環境展を皮切りに、積極的に市民に3Rの啓蒙や分別PRなどの活動を行う。

市内小中学校における教育委員会と連携した環境教育事業を推進し、児童生徒、保護者への3R活動の推進を図る。

環境や廃棄物にかかる出前講座を実施し、市民への啓発活動を実施する。

イ) 販売包装の有料化、買い物袋持参の徹底

現在、各スーパーにおいて、レジ袋の有料化を実施し、買い物袋の持参が定着してきた。次の目標として、ドラッグストアやコンビニエンスストア、衣料店などにも買い物袋を持っていくという習慣を定着させていく。

ウ) リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

リユース品やリユースの方法、アイデアを情報提供するとともに、リユースカップやマイボトル等の普及・促進を図る。

エ) 「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し，環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について，市内外に発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現行の分別収集体系である5分別（可燃ごみ，不燃ごみ，資源物，粗大ごみ，有害ごみ）を基軸としつつ，基本計画における諸施策等を勘案し，分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を次のとおり定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出方法
主としてスチール製の容器	スチール缶	混合
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器 （酒ビン，茶色，雑ビン）	ビン	三種混合
主として紙製の容器であって牛乳を充填するためのもの	牛乳パック	分別
主として段ボール製の容器	段ボール	分別
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって，飲料等を充填するためのもの。	ペットボトル	分別

※表中の混合排出する廃棄物については，リサイクル施設及び資源化施設にて，機械及び人力での選別により再分別される。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	134.81t		134.14t		133.46t		132.79t		132.12t	
主としてアルミ製の容器	134.87t		134.19t		133.51t		132.84t		132.17t	
無色のガラス製容器	(合計) 26.23t		(合計) 26.09t		(合計) 25.95t		(合計) 25.82t		(合計) 25.69t	
	(引渡し量) 0t	(独自処理) 26.23t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 26.09t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 25.95t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 25.82t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 25.69t
茶色のガラス製容器	(合計) 78.68t		(合計) 78.28t		(合計) 77.88t		(合計) 77.49t		(合計) 77.10t	
	(引渡し量) 0t	(独自処理) 78.68t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 78.28t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 77.88t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 77.49t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 77.10t
その他のガラス製容器	(合計) 43.60t		(合計) 43.38t		(合計) 43.16t		(合計) 42.94t		(合計) 42.72t	
	(引渡し量) 43.60t	(独自処理) 0t	(引渡し量) 43.38t	(独自処理) 0t	(引渡し量) 43.16t	(独自処理) 0t	(引渡し量) 42.94t	(独自処理) 0t	(引渡し量) 42.72t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって牛乳を充てんするためのもの	2.22t		2.20t		2.18t		2.16t		2.14t	
主としてダンボール製の容器	216.47t		215.38t		214.30t		213.22t		212.15t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器で、飲料等を充填するもの。	(合計) 338.3t		(合計) 336.6t		(合計) 334.9t		(合計) 333.2t		(合計) 331.5t	
	(引渡し量) 0t	(独自処理) 338.3t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 336.6t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 334.9t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 333.2t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 331.5t

※令和3年度の引渡し量と令和3年度の鹿嶋市人口から、予測人口の人口変動率を掛けて引渡し量を算出した。

9 各年度において得られる、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
人口	66,014	65,702	65,392	65,005	64,618
対前年比	99.5%	99.5%	99.5%	99.4%	99.4%

※将来の人口予測は、2022年3月に公表した鹿嶋市人口ビジョン(2022年改訂版)を基準に推定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、ごみステーションにおける分別収集、自治会や市民団体による集団回収、鹿嶋市立衛生センターリサイクル施設及び資源化施設(以下「衛生センター」という。)での分別収集により行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階
主としてスチール製の容器	スチール缶	<ul style="list-style-type: none"> 拠点毎の集団回収及び委託業者により収集運搬 鹿嶋市立衛生センターへの持込による分別収集 ステーション方式による分別収集
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器 (酒ビン、茶色、雑ビン)	ビン	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料等を充填するためのもの。	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 拠点毎の集団回収及び委託業者により収集運搬 鹿嶋市立衛生センターへの持込による分別収集
主として紙製の容器であって牛乳を充填するためのもの	牛乳パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2第項6号）

収集に係る分別の区分	収集施設	中間処理
スチール缶	<ul style="list-style-type: none"> ごみステーション（約1,700箇所） 資源回収団体が設置する回収拠点（124箇所） 鹿嶋市立衛生センター 	鹿嶋市立衛生センター（選別，圧縮，保管）
アルミ缶		
ビン		
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収団体が設置する回収拠点（124箇所） 鹿嶋市立衛生センター 	回収業者による
牛乳パック		
段ボール		

資源循環を目的に令和4年4月からごみステーションにおいても、ペットボトル、缶、ビンの分別収集を開始し、資源化施設にて選別、圧縮、成形している。また、資源集積所（市内124箇所）にて収集した資源物についても資源化施設で選別、圧縮、成形をしている。

ごみステーションで収集した不燃ごみはリサイクル施設へ搬入し、ペットボトル、缶、ビンなどを選別、圧縮し保管しているが、選別して得られる資源物の一部については、特定分別基準の適合物とならないため、独自処理を行っている。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 市民・事業者との協働による再資源化・ごみ減量化の推進

- ごみ減量化を取り巻く環境の変化に対し、情報の収集を行い、市民・事業者・市が連携し、それぞれの持つ知識や行動力を活かした施策を展開することで、ごみ減量化を推進する。
- 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、市民への周知徹底を行い、回収量に応じた報奨金の交付を引き続き行う。
- 資源物の店頭回収等を行う事業者について、「鹿嶋市エコショップ制度」に基づく認定を行い、ごみ減量化の推進を行うほか、その取組等について周知を行う。
- サントリーホールディングス株式会社と協定を締結し、本市で排出される使用済ペットボトルの全量を「ボトル to ボトル」水平リサイクルによるサーキュラーエコノミーを推進する。

(2) ごみ焼却施設建設事業に伴う分別収集方法の検討

- 鹿嶋市、神栖市の両市で進めている、新可燃ごみ処理施設（ごみ焼却施設）建設事業が令和5年度に完了し、令和6年4月から稼働となる予定であることから、ごみの分別に

- ついて見直しを行い、新たなルールを設定し、市民と事業者に対して周知徹底を行う。
- ・ プラスチック資源循環法の施行に伴い、新たに容器包装プラスチック・製品プラスチックの分別収集についても検討が求められていることから、プラスチックの分別収集、焼却処理を除く中間処理方法、その後の処理方法について現状把握・検討を行い、適切な処理方法を模索する。
 - ・ 年度ごとに、分別収集計画の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時に、その記録をもとに事後評価及びその後の目標値の見直しを行うこととする。
 - ・ 毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用対効果の分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

(3) その他

- ・ 市民・事業者・市が協力してごみの散乱を防止し、美しいまちづくりを進めるため、市内環境美化運動や鹿嶋市海岸一斉清掃を通して、市民及び事業者に対し、ごみの適正処理及び清潔保持の意識啓発を行う。